

# 2017年 索道安全報告書



2017年9月  
 能勢電鉄株式会社

# 目 次

目 次	1
ごあいさつ	2
1. 安全の基本的な方針と安全目標	3
1-1 安全の基本的な方針	3
1-2 2017年度安全目標	4
1-3 2017年度安全方針	4
2. 安全管理体制	5
2-1 安全管理体制	5
2-2 安全管理推進委員会	6
2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程	6
2-4 2016年度の安全管理に係る主な活動	6
3. 安全重点施策の内容	7
3-1 「安全最優先」意識の定着と実践	7
3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底及び双方向コミュニケーションの実践	8
3-3 安全性向上施策の実践	10
3-4 人材育成及び技術継承の推進	15
3-5 コンプライアンス意識の向上	15
3-6 お客様が安心して利用できる環境整備	15
4. 事故等の発生状況	16
4-1 索道運転事故	16
4-2 インシデント（事故の兆候）	16
4-3 行政指導等	16
5. お客様へお願い	16
6. 安全報告書等に対するご意見について	18

## ごあいさつ

平素は当社索道事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社では、全てのお客様に安全の先にある「安心」と「喜び」をお届けすることができるよう、ハード面・ソフト面において様々な取り組みを行っております。

2016 年度の安全施策につきましては、妙見山駅（乗車側）からのお客様の転落を防止するため、転落防止ネットを設置し、安全性の向上を図りました。また、沿線法面の樹木や雑草等を定期的に伐採し、安全快適にご乗車いただけるよう努めると共に、近年増加傾向にある、敷地内への野生動物侵入による植栽等への被害を防止するため、金網ネットを設置いたしました。

教育・訓練関係では、集団教育時における事故事例を想定したロールプレイにより「危険と気付く感受性」や「危険回避の先取り行動」が採れるよう、危険予知能力向上に取り組むと共に、規程・マニュアル等の点検・見直し・整備を行い周知することにより、事故・トラブル発生時における対応力の向上を図りました。また、ヒヤリ・ハット情報が報告しやすい環境づくりに努め、情報共有を行い、対策会議を開催することにより、事故防止に努めてまいりました。

我々、索道事業者として一番大切なことは「安全・安心」であり、これこそが能勢電鉄の信用の源泉です。今後も全社員が一丸となってやるべきことを愚直にやり抜き、お客様へ安全の先にある「安心」と「喜び」をお届けできるよう、着実に推進してまいります。

引き続き能勢電鉄をご愛顧賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

この安全報告書は鉄道事業法第 19 条の 4 並びに当社の安全管理規程に基づき、2016 年度の輸送の安全確保のための取り組みや、安全の状況についてまとめたものです。

能勢電鉄株式会社  
取締役社長 城南 雅一



# 1. 安全の基本的な方針と安全目標

## ■1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底しています。

### 輸送の安全の確保に係る行動規範

- ① 協力一貫して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行しなければならない。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。
- ④ 作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。
- ⑤ 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。
- ⑥ 作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

## ■1-2 2017年度 安全目標

### 『運転無事故の継続』

当社におきましては、1960(昭和35)年の開業以来57年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続し責任事故が皆無であり、運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続9期運転無事故表彰」を受賞しています。

2017年度も引き続き、社長以下全役職員が『運転無事故の継続』に向け取り組んでいます。

## ■1-3 2017年度 安全方針

### 『安全文化』の定着により、 お客様へ『安全・安心』を提供する。

#### ◎安全重点施策

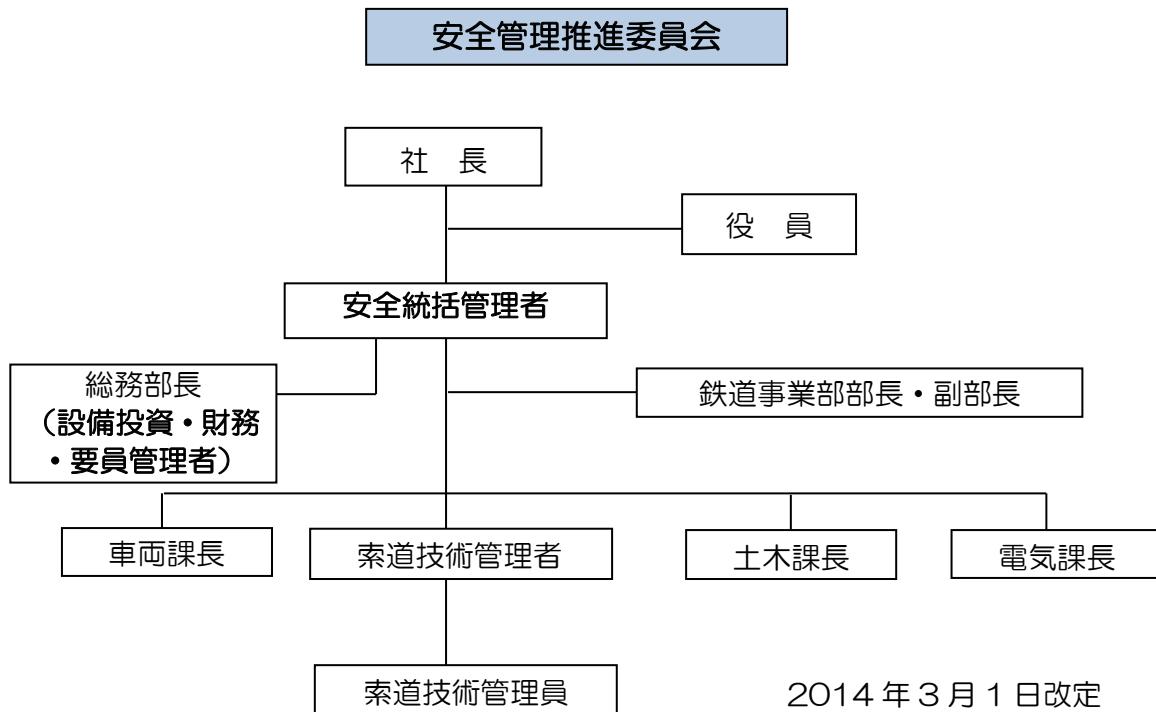
- ① 「安全最優先」意識の定着と実践
- ② 迅速な情報伝達と共有化の徹底及び  
双向コミュニケーションの実践
- ③ 安全性向上施策の実践
- ④ 人材育成及び技術継承の推進
- ⑤ コンプライアンス意識の向上
- ⑥ お客様が安心して利用できる環境整備

## 2. 安全管理体制

2006年10月1日付けで「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする「安全管理推進委員会」を発足させました。

### ■2-1 安全管理体制

#### (1) 安全管理体制概要図



#### (2) 各管理者等の役割

役職名	役割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
設備投資・財務 ・要員管理者	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

## ■2-2 安全管理推進委員会

安全管理推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しています。

安全管理推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員、安全管理に係る各管理者及び輸送の安全に係る管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。

## ■2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程

安全管理規程は鉄道事業法の規定に基づき安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的として、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制・方法を定めています。

また、安全管理推進委員会規程は、同委員会の構成員・審議事項・報告すべき事項など責務や運営方法等を定めています。

## ■2-4 2016年度の安全管理に係る主な活動

実施月	活動内容	
毎月(1回)	安全管理推進委員会の開催	
毎月(1回程度)	安全統括管理者の現場巡視	
2016年	4月	社長の現場巡視（春の全国交通安全運動）
	7月	2015年度鉄道安全監査に伴うフォローアップ監査
	7月	社長の現場巡視（安全運転推進運動）
	8月	鋼索・索道技術研修会
	9月	2016年安全報告書の公表
	9月	社長の現場巡視（秋の全国交通安全運動）
	12月	2016年度現業部門に対する鉄道安全監査
	12月	社長の現場巡視（年末年始輸送安全総点検）
2017年	3月	2016年度経営管理部門に対する内部監査（社長、安全統括管理者、総務部長）
	3月	鋼索・索道技術研修会
	3月	索道線重大事故対応総合訓練
	3月	2017年度安全計画策定

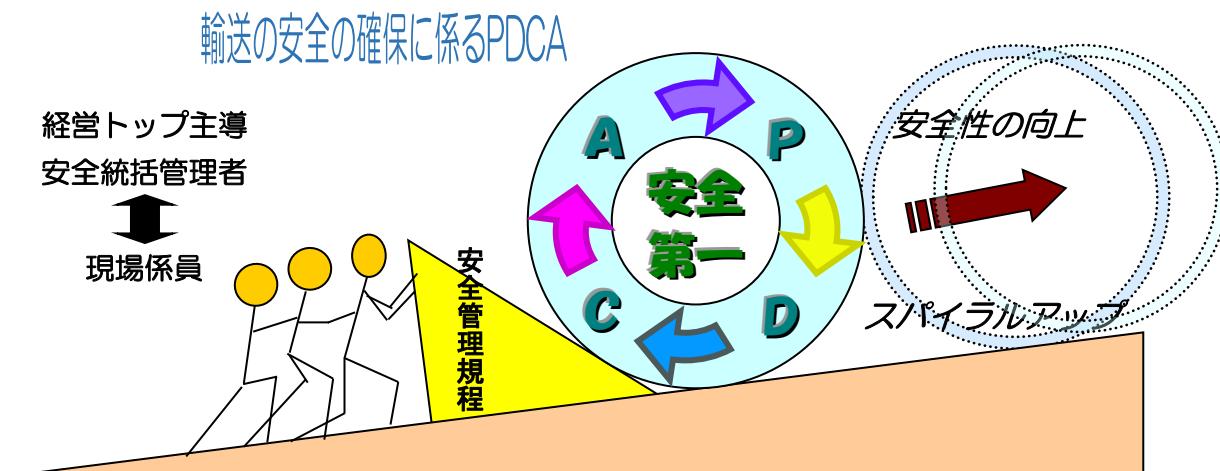
### 3. 安全重点施策の内容

#### ■3-1 「安全最優先」意識の定着と実践

##### (1) 安全意識の高揚

安全管理規程の安全に関する基本的方針「行動規範」、並びに2017年度安全方針である『安全文化』の定着により、お客様へ「安全・安心」を提供するを全社員が認識して実行できるよう、P（計画）－D（実行）－C（検証）－A（改善）サイクルによる教育指導を行うと共に、職場とのコミュニケーションを十分にとり、相互に「理解力」と「行動力」を発揮して、事故が起こる前に問題解決に当たることができる職場構築に努めています。

P l a n (計画)	従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成する
D o (実行)	計画に沿って実施する
C h e c k (検証)	実施が計画に沿っているかどうかを検証する
A c t i o n (改善)	実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をする



##### (2) 社長及び安全統括管理者による現場巡視と意見交換会

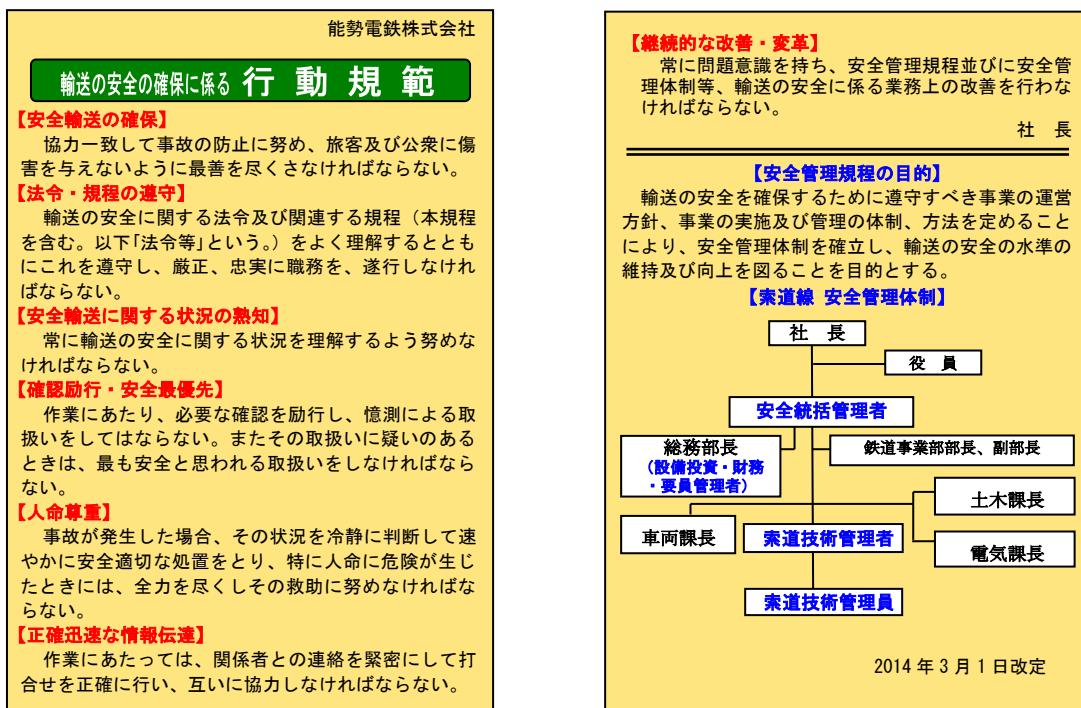
組織内の双方向コミュニケーションによって風通しの良い社内風土作りを推し進めるため、鉄道線と同様に、社長及び安全統括管理者が定期的に現場巡視を実施すると共に、巡視の際には「現業部門とのコミュニケーションの確保」と「安全最優先の意識の醸成」を目的として、意見交換会を実施しています。



### (3) 安全基本方針の周知徹底

「安全行動規範カード」を作成し、社員等全係員に配布して携帯させると共に、「安全行動規範」を職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めています。

また、鉄道事業部内の会議・研修等においては、毎回、出席者全員で「安全行動規範」を唱和すると共に、安全基本方針の趣旨等について教育を行い、安全意識の高揚を図っています。



### (4) 関係法令等の遵守の徹底

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、社長以下関係役職員に対して、職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

### (5) 文書管理及び記録の徹底

安全管理体制に関する文書の整備を行い、会議、教育、訓練等の必要な記録を作成すると共に、文書管理規程に基づいた適正な管理の徹底を図っています。

## ■3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底及び双方向コミュニケーションの実践

### (1) 「事故の芽」の報告の徹底と分析及びその対策

輸送の安全を脅かす「事故の芽」となる事例の抽出に努めると共に、報告の徹底を図っています。抽出した事故の芽は、各部門において原因の分析と検証を行い、事故防止対策を検討し安全性の向上を図っています。

#### 『事故の芽』について

当社では、「事故や輸送障害、災害、インシデントには至らないが、これらに発展する可能性がある軽微な事故、障害、故障、ヒヤリ・ハット、気がかり事象等」を『事故の芽』と定義しています。

## (2) 安全管理推進委員会等での取組み

運転事故、輸送障害、「事故の芽」情報等について、毎月定期的に開催する安全管理推進委員会（委員長：社長）並びに鉄道事業部連絡会議において報告を徹底し、情報の共有化を図っています。

また、安全管理推進委員会においては、各部門において検討した事故等の分析結果及び再発防止対策について審議し、具体的な対策を講じるなど、事故防止に取り組んでいます。



安全管理推進委員会

## (3) 教育・訓練

年間教育・訓練計画に基づく養成教育を行い、次世代の核となる人材の育成を図ると共に、必要な技能・技術の継承に取り組んでいます。また、事故防止と不測の事態・事故に備えるため、関係係員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止並びに人材の育成に努めています。2016年度は通常の訓練以外に、重大事故を想定した索道線重大事故対応総合訓練を実施しました。2017年度も検証・改善を踏まえ、取り組んでいきます。



索道線重大事故対応総合訓練



リフトインバータ装置交換訓練

事故やトラブルを想定し、計画的に、教育・訓練を行っています。

## ■3-3 安全性向上施策の実践

### (1) 安全管理推進委員会における安全性向上施策の推進

安全管理推進委員会では、輸送の安全に係る中期計画の検討及び各部門の安全対策計画や安全性向上活動について検証し、安全性の向上を図る施策を実践しています。

また、自社において発生した事故等については、原因分析のうえ各部門にて再発防止策を検討し、安全管理推進委員会において審議し、対策を講じることにしています。他社の事故についても集約した情報を基に、当社に関する事項について対策を検討し、同種事故の防止を図っています。

### (2) 安全対策

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っています。

2016年度は、妙見山駅において、お客様の転落事故を防止するための転落防護柵の設置や、野生動物対策としての金網の設置、また、お客様に安全快適ご乗車いただけるよう法面樹木の定期的な伐採を行いました。

作業名	機能
転落事故防護柵 設置工事	2016年度、妙見山駅の転落事故防護板の横からの転落を防止するため、転落防護柵を設置しました。



作業名	内容
整地面樹木整備	お客様が安全快適にご利用いただけるよう、沿線整地面の樹木や雑草等を伐採し、保安度の向上を図りました。



整備されたリフト下の整地面

作業名	内 容
野生動物侵入防止対策	近年増加傾向にある、敷地内への野生動物侵入による植栽等への被害を防止するため、前年度から引き続き、金網ネットを設置しました。



野生動物侵入防止用の金網ネット

名 称	機 能
運転速度調整装置	リフトの乗車に不慣れなお客様や高齢のお客様が安心してご乗車・下車していただけるよう、リフトの運転速度を抑速（減速）調整できる装置を使用しています。



速度切替スイッチ



インバーター装置



モーター

名 称	機 能
乗り越し検出装置	ふれあい広場駅及び妙見山駅においてお客様が搬器（椅子）から降りることが出来なかった場合、自動的にリフトを停止させる「乗り越し検出装置」を設置しています。



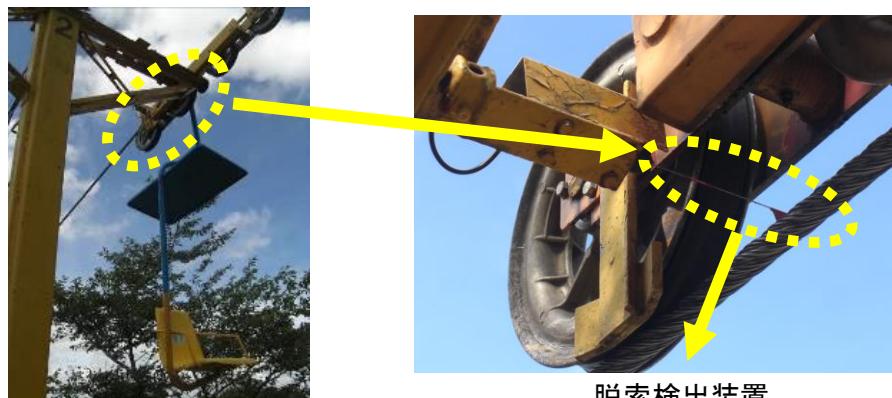
搬器（椅子）から降り遅れたお客様の身体の一部がバーに触れると、自動的に停止します。

名 称	機 能
非常停止ボタン	異常事態等発生時に、リフト各駅に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。



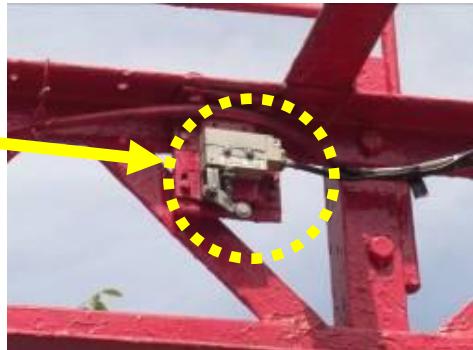
リフト各駅に設置の非常停止ボタン（異常発生時に係員が操作します）

名 称	機 能
脱索検出装置	万が一、索条（ロープ）が受索輪（滑車部分）から外れた場合、それを検出して自動的にリフトの運転を停止させます。

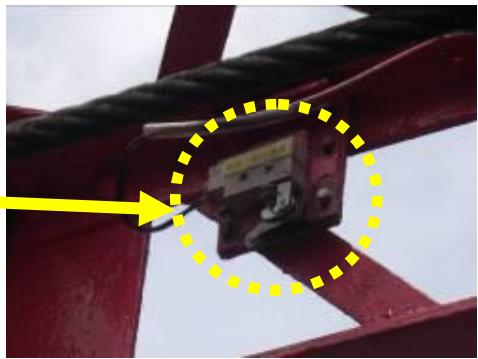
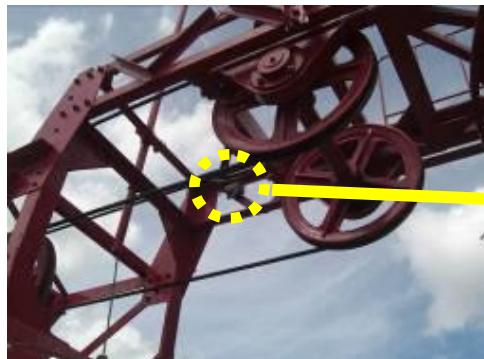


脱索検出装置  
黄色破線部分の鉄線が索条（ロープ）外れを検出し、自動的にリフトの運転を停止させます。

名 称	機 能
過伸検出装置	索条（ロープ）の伸びや張り具合を常にチェックし、規定以上に達した時、リフトの運転を停止させます。
過張力検出装置	



過伸検出装置



過張力検出装置

### (3) 点検・整備

#### ①定期検査

法定の技術基準に則り、1カ月検査及び冬期の運休期間中に、12カ月検査を実施しています。

#### ②始業点検

毎日の運行前には、搬器、索条（ロープ）、支柱など諸設備の点検及び試運転を実施しています。

始業点検を行う索道担当係員  
お客様に安全・安心をお届けするため、入念に行います。



#### (4) 防災対策

雨量計をケーブル山上駅に、風速計をふれあい広場駅寄りの1箇所に、リフト搬器の状態を監視する監視カメラを沿線の5箇所に設置し、常にその状況を監視して異常気象時には必要によりリフトの運転を停止させる等、安全運行に努めています。

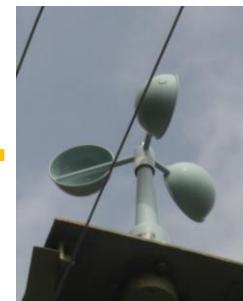
また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため、防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制の確保に努めています。

雨量監視装置



雨量計

風速監視装置



風速計



搬器監視モニター

監視カメラ

## ■3-4 人材育成及び技術継承の推進

リフトをご利用になるお客様の安全輸送を確保するため、年間教育・訓練計画に基づき知識や基本動作を徹底して教育しており、また個人指導ではコミュニケーションにより信頼関係を築き、接客マナーやルールについても教育指導を図っています。

人材育成については教育・訓練等により、次世代の職場の核となる人材の育成と次世代まで必要とする技術・技能の継承に取り組んでいます。

## ■3-5 コンプライアンス意識の向上

当社では、社会的責任を自覚した社員一人ひとりの責任ある行動が、お客様から安心と信頼を得るための原点であることから、社員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

職場での意見の交換や注意し合える風通しの良い環境づくりを推進し、社内のコミュニケーションを円滑にすることにより、規程やマニュアル違反並びに不安全行為や不祥事に対し、自浄作用の働く職場風土の構築を目指しています。

## ■3-6 お客様が安心して利用できる環境整備

全従業員が一丸となり、様々な角度からお客様を迎える環境を整備することにより、お客様に安心を実感していただけるよう努めています。

### (1) 基本動作の見える化

現場の最前線で働く従業員が、職場で定められた基本動作を陰日向なく愚直に実行することにより安全を確保し、また、その姿勢をご覧いただくことにより、お客様に安心を提供できるよう努めています。



### (2) 的確な情報の提供

ホームページによる情報提供や、案内放送、掲示ポスター等により、お客様が安心してご乗車いただけるよう、お客様のニーズにあった情報提供に努めています。

災害や事故等によりリフトの運用に影響が生じるような場合は、当社ホームページにより、その状況をご案内しています。

## 4. 事故等の発生状況

### ■4-1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2014 年度	〇件
2015 年度	〇件
2016 年度	〇件

### ■4-2 インシデント（事故の兆候）

2016 年度、国土交通省へ報告対象となるインシデントはありません。

### ■4-3 行政指導等

2016 年度、国土交通省からの行政指導等はありません。

## 5. お客様へお願い

### (1) リフトご乗車時のお願い

最近、リフトをご利用の際、お酒の飲み過ぎや係員の案内を待たずに乗車したため、転倒や転落するトラブルが発生しています。必ず下記注意事項をお守りいただき、安全にご利用いただきますよう、お客様のご協力をお願いします。



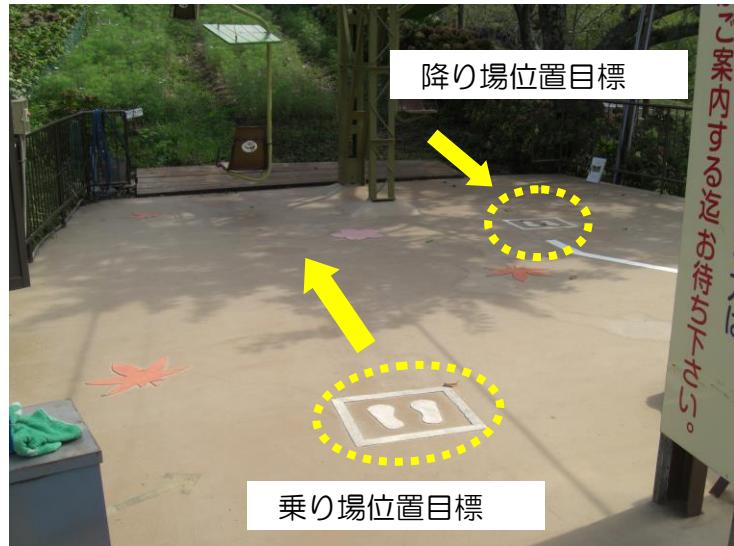
- ご乗車時、必ず係員が案内するまでお待ちください。また、係員の指示に従い、順序良く所定の位置から乗車してください！
- 泥酔された方等のご乗車は、お断りすることがあります。

## (2) その他、次の事項をお守り下さい。

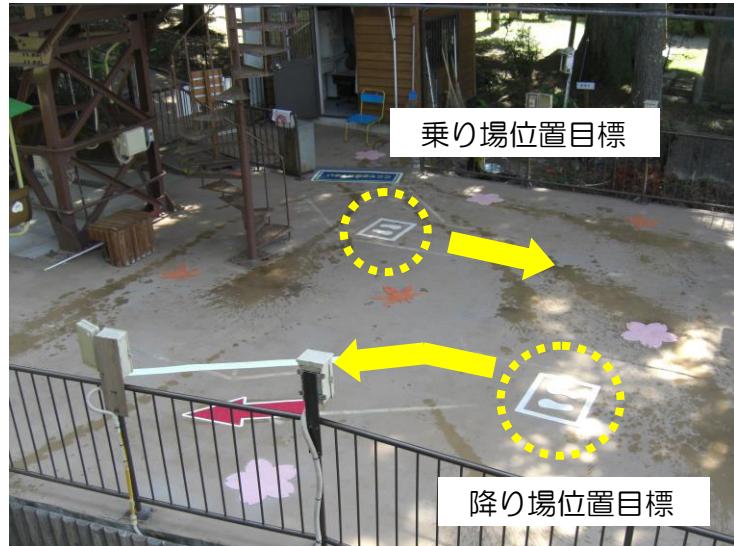
- ①リフトは1人乗りです。【幼児（6才未満）は保護者と同乗してください】
- ②リフトの手すりをしっかりつかんでください。
- ③途中、リフトから飛び降りないでください。
- ④足を振るなどしてリフトを揺らさないでください。
- ⑤リュックサックは背負わず膝の上でしっかりとお持ちください。
- ⑥帽子、履物、携帯品等を落とさないよう注意してください。
- ⑦喫煙しないでください。
- ⑧事故防止のため、止むを得ずリフトを停止させる場合があります。その際は、係員の指示があるまでお待ちください。
- ⑨危険品（火薬・揮発油）等及び規定（重さ4キロ、容積0.015m<sup>3</sup>）以上の携帯品を持っては乗れません。

## (3) 乗り場のご案内

ふれあい広場駅  
ふれあい広場駅、妙見山駅  
それぞれに、「乗降位置目標」（右記、黄色破線内）が  
あります。  
必ず係員の案内に従って、  
同位置で乗り降りしてください。



妙見山駅



## 6. 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や安全への取り組みに対するご意見、ご質問等は、下記へご連絡ください。

担当部署	能勢電鉄株式会社 総務部総務人事課（広報担当）
住 所	〒666-0121 川西市平野一丁目35番2号
電 話	072(792)7200 (月～金の平日、9時00分～17時30分)
FAX	072(792)7760

安全の先にある「安心」と「喜び」をお届けする。

それが私達の使命です。

これからも安全最優先の精神を積み重ねてまいります。

